

# 韓国、中国の地域の伝統芸能の衰退と 無形文化遺産保護施策

星 野 紘

## 第一節 韓国の手厚い無形文化遺産保護と地域の伝統芸能の衰退

### 第一項「蝸島の茅船送りクツ」への無形文化遺産保護支援の手厚さ

2012年1月25日（旧暦1月3日）、神奈川大学国際民俗研究センター“アジアの祭祀芸能研究調査”班の共同研究員として、韓国全羅道扶安郡蝸島面大里里の「茅船送りクツ」を見学する機会を得た。かねてより資料で韓国の無形文化遺産保護施策についてはある程度の知識を有していたが、今回は、日本の場合との具体的な施策の違いを、実際の祭り伝承の現場でこの目で確かめることができた。

祭り前日の1月24日夕方、大里集落の港に色鮮やかな豊漁旗を風にはためかせた漁船を並べて準備中の村人を我々は訪問した。まず“伝授館”に案内され、所謂この祭りの人間国宝の方からいろいろと説明を聞いた。この建物は、韓国の重要無形文化財「蝸島茅船送りクツ」の後継者養成などその伝承のためのセンターである。この日は、祭りのための楽器や衣装その他の諸道具がそこに並べられ、村人の準備作業のために使われていた。そしてまたこの背後にもう一つ建物があって、その正面には“展示館”の看板が掲げてあった。ここはいわばミニ博物館で、茅船送りクツに関する各種資料が展示してあった。写真、模型人形、諸道具、視聴機器、説明板パネルなどで、祭りの実演を見なくてもその雰囲気が確かめられるようにとの意図が働いていた。祭り日以外に訪れる観光客などには勉強となる格好の資料館である。前者は1982年に、後者は1984年にそれぞれ韓国政府文化財行政部門からの金銭的支援で建てられたものである。さらにこの二つの施設の左手の坂を30メートルほど上った所にもう一つ建物が建っていた。これは茅船送りクツの伝承者関係者はもちろんのこと、一般住民も使用可能な多目的施設である。中には会議室、会食のできる部屋、また宿泊用の部屋もある。2007年にやはり国の政府によって建てられたもので、茅船送りクツの重要無形文化財にちなんで建てられたコミュニティセンターとでもいえようか。無形文化遺産保護の行政部署からこういった施設設立のための金銭的支援がなされるということは、日本では行われていないのでびっくりした。また、展示館の壁面のパネル写真の一つがが筆者の目にとまった。そこには国の行政庁に登録されている当該茅船送りクツの伝承者たちの顔写真が、貼ってあったのである。“保有者”という所謂日本でいうところの重要無形文化財の保持者（人間国宝）が2人いた。そのうちのひとり今回の祭り執行のリード役をつとめていたが、もうひとりの保有者は今回現れなかった。関係者は目くばせをしてはっきりとは説明してくれなかったが、何か村人の間で秘密とされている裏事情が潜んでいるみたいであった。“保有者”に関するこの種の噂話が結構韓国国内では聞かれるとのことで、裁判沙汰になっている例もほかのところでは起こっているとのこと。ともあれ、“保有者”の次に“伝授助教”と称される者が2人おり、さらに“履修者”と称される者が13人いて、ここまでの者が国家からそれぞれに応じた金銭支

給がなされている。そのほかに“伝授奨学生”と称される奨学金を得て技芸研修に励んでいる者が2人いる。これらの人々の生年月日を見ると年輩者が多い。実はなおパネル写真には、これらの人々で構成された当該伝承の保存会の会長と同事務局長の写真もあった。

いずれにしても、このような地域の伝統芸能に対して韓国は、日本が古典芸能や工芸技術の分野で行っていると同じような、伝承者個人を特定して保存措置を講ずる方法を採用しているのである。全南大学教授の金容儀氏の説明によれば<sup>(註1)</sup>、

無形文化財とは、演劇、音楽、舞踊、遊戯、儀式、工芸技術等々、無形の文化的所産で、高度な歴史的、芸術的、学術的価値を有するもの。

とあり、韓国の場合には重要無形文化財の“芸能”の中に演劇、音楽、舞踊のほかに遊戯、儀式も含んでいるのである。つまり、日本で民俗芸能として扱われているような分野も古典芸能としてのこれらと同等に遇されているのである。日本の場合には、民俗芸能に対しては1975年の文化財保護法の改正を機に、重要無形民俗文化財の指定を行っている。ただしこの場合には、伝承者個人を特定するのではなくて、〇〇保存会といった保護団体を特定して金銭的支援等の保護措置を講じることである。このような日、韓双方の施策の違いは、日本の場合には民俗伝承における不特定多数の伝承の性格に視点を置いて、伝承の問題を伝承地側に任せにしているということだろう。それに対して韓国の場合には、たとえ民俗伝承であろうとも、その中の技芸的な部分は、個人によって担われているというものだという認識に立って、その個人を特定し保護を図る措置を取って来たということだろう。ともあれ、韓国の伝承者個人の特定は細かく進められて来た。2007年時点において、先述の保有者、伝授助教、履修者、伝授奨学生が、無形文化財対象の芸能、工芸技術、武芸、飲食分野の全全部で112種目の指定物件において、総計3,720人の者が国家によって管理されているということである<sup>(註2)</sup>。

ところで民俗伝承に対する上記の日、韓の対応の違いは次のことにも表れている。韓国にも日本の重要無形民俗文化財の指定に相応する、民俗資料の指定制度が存在するのだが、その無形の民俗資料の指定は現在まで1件も行われて来なかった。このことについて韓国文化財保護財団の朴原摸氏は次のように記していた<sup>(註3)</sup>。

無形の民俗資料が指定されたことは1件もない。これは日本でいう郷土性の強い民俗芸能や常民の民俗技術が「重要無形文化財」の枠組みの中で指定されてきて、風俗や慣習などは今まで民俗資料の対象にされなかったからである。

つまり、民俗芸能的なもの以外の祭礼行事だとか、人生儀礼その他の、個人的な技芸要素が希薄な民俗伝承が国の施策から漏れているという指摘である。

以上箱物建設と民俗的な芸能伝承への個人の特定という、日本では見られない手厚い無形文化遺産保護施策が韓国で取られてきたことを述べたが、こういった韓国の施策が採用されるにいたった経緯

を次に参考までに見てみたい。韓国では、日本で文化財保護法が施行されてから12年後の1962年に文化財保護法が成立し、1964年にそれに基づく重要無形文化財第1号の「宗廟祭礼楽」の指定が行われた。1970年に初めて重要無形文化財の指定と同時に保有者を認定する現行の方法の骨格が確立された。そして1980年代に入って、保有者による後継者養成の伝承教育システムが確立し、それを推進するための住民参加の空間的拠点としての伝授館の建設などが進められたのだ。この具体的なことについて任章赫中央大学教授は次のように説明していた<sup>(註4)</sup>。

文化財の保護法で重要無形文化財の保持者（保存団体）は義務的に弟子に伝承教育を実施するという制度が1982年度から実施された。伝承教育は伝統芸術が大部分、師から個人的に師事して技を習得する徒弟式教育の方法だから、これを制度化したものだ。伝承教育は韓国の重要無形文化財の最大特徴と言える。また、保有者は伝承教育の実施を通じて、政府から経済的に少ない金額ではあるが安定した環境の中で支援を受ける法的の根拠が体系的に整備されたものだ。

(中略)

伝承教育を実施するためには教育空間が絶対的に必要だ。特に団体種目は保有者だけではなく、多くの継承者と地域住民が参加してはじめて実演が可能であるため、これらのセンターとなる空間が必要だ。1980年代に入って積極的に伝承教育館は保有者の作品や継承の設備を展示して、観賞する社会教育空間としても機能を取り揃えている。

韓国の民俗芸能などに対する保護施策の手厚さが、伝承システムの綿密さの必要から進められたことがよく説明されている。この点日本の場合は伝承者側に任せるという姿勢で、繰り返すがここに日、韓の対応の違いが表れたのだが、韓国が1980年代にこういった施策に踏み切ったその頃、日本でも相応に民俗芸能への保護施策強化の動きが表れていった。ある意味で共通する時代状況下に双方とも置かれていたといえるのかと思う。ちなみに日本の民俗芸能への対応策の経過を振り返って見よう。1954年の文化財保護法の改正によって、民俗芸能も国サイドでの重要無形文化財指定の可能性は事柄としてはありえた。もっとも実行上は、しばらくの間、全国規模でのそのための調査整理が済んでいないと判断された。そんな中、1950年代後半頃より都道府県等の地方公共団体が、それぞれの文化財保護条例に基づく無形文化財の指定および保護施策の実施に乗り出した。ところが1960年代、70年代頃になって、高度経済成長期に各地の民俗芸能などの民俗伝承が伝承衰退状況に陥り、それらへの保存伝承施策の強化の必要性が一般に叫ばれるようになった。そこで文化庁はこれら民俗芸能に対して、重要無形文化財の指定ではないけれども、“記録作成等の措置を講ずべき無形文化財”として選択し、記録の作成を主とした保護施策の強化に乗り出したのである。さらに1975年の文化財保護法の改正時に、“民俗文化財”の概念が新たに設けられ、重要無形民俗文化財指定が可能な規定が整った。その時点から、民俗芸能への国の行政府からの指定作業が始まり、今日まで継続されて来たのである。丁度この頃が、韓国で上記のような伝承教育システムの整備策が打ち出された頃で、あるいは

日本の方が10年近く先んじていたのかもしれないが、ともかく日本でも民俗伝承への保護施策の強化策が打ち出されたのであった。当時の韓国側の社会経済状況を示す資料が今手元にないが、日韓の対応施策に相違はあるものの、この点において、何か時代的背景の共通性を感じさせるのである。

## 第二項 日、韓の地域の伝統芸能が共通に当面している人口過疎化問題

近年日、韓が共通に当面している問題は、地域の伝統芸能（民俗芸能）が伝承地の人口過疎化により、もはや伝統行事や芸能が従前のような次第を行い難くなったりと、変容衰退状況を呈している点である。先述の蛸島の展示館の入り口の所にとぐろを巻いた藁綱が展示してあった。実はこれを用いた行事が近年人手不足のためやれなくなってしまったと、くだんの人間国宝氏からの説明があった。その行事次第はもはや写真でしか接することができなくなっている。丁度“長崎おくんち”に登場する龍踊りのようにして（藁綱が龍に相当）、一同輪になってこれを担ぎ、ぐるぐる旋回している。さらにその藁綱の上に女の子が乗っかって立っており、何か曲芸的なことを行っていた。海浜で行われている写真だから、おそらくこの祭り行事全体の次第の中の、夕方に行われる龍王祭りの一場面ではなかったかと思う。このように以前の祭り次第が変質してしまっている点はほかでもいくつか確認できた。今回の茅船送りクツで、午前中の山（都祭峰）の上での願堂クツのみに参加していた巫女は、以前は夕方龍王祭りの場にも参画していたのだが、今ではそうではなくなっており、しかもその今日の巫女は、以前のような地元在住の世襲巫ではなく、外部から雇ってきた降神巫にとって変わられているのだ。田耕旭高麗大学教授の教えてくれたことによると、ともかく地域の人口減少状況は、韓国でも祭り行事や芸能伝承に深刻な影響を与え始めているという。30年前にはこの大里集落に500～600人居住していたが、現在では223人と半減しているとのこいと。韓国全体でも、農家の人口は30年前に比べて3分の1に減っている。田耕旭教授自身も高齢化した親御さんの介護に苦勞されているとかで、また同僚の大学の先生方からも同じ様な話を聞くようになったという。

なによりも、このような状況下で茅船送りクツが変化して来たのは、終末部の次第の龍王祭りのところであり、それについて呉秀卿漢陽大学教授は次のように指摘していた<sup>(註5)</sup>。

コンクールに参加して重要無形文化財に指定された過程でこの行事に変化が発生し、水死者への相当量の‘竜王’祭儀を失った。もともとの“蛸島豊漁祭”の中では堂祭よりも長く行われ、参加者もまた最も多い行事は‘竜王’祭儀である。当地の人は水死者の魂には家に戻って祭礼を受けたり食事を受けたりすることはできないので、各家はいずれも飯や料理をお盆に入れて港まで持って行き、長い列を作る。巫師が各家々毎に招魂霊祭を行い、日が暮れて終了する。しかし、ここでの重要部分は現在の祭では完全に淘汰された。村人は、その原因は村で動力船を使用することとなって水死者が減ったためであると説明する。しかし、直接の原因は重要無形文化財に指定されて以後、よその地区から大勢の観光客がやって来、村人は、このように長らく個人に属する祭儀礼は、外部からやって来る者に見せるのは相応しくないと、他の日を選んで‘竜王’祭儀の準備をしたのだ。しかし後に‘竜王’祭儀は序々に失われ、蛸島萱草船祭に参加した女性達は段々少なくなった。

この記述は、蝸島茅船送りクツが1985年に重要無形文化財に指定されたが、その後外域からやって来る観光客のために本来の‘竜王’祭りの次第を簡略化してしまったことに問題提起したものである。皮肉なもので、本来の姿を保存すべく行政サイドが指定措置を講じたのだが、逆にそれが壊されて行く契機となったのである。しかしながら、この一文の最後の行に記されているような、祭り参加者の現象とは、つまり地域の人口減少状況の到来という韓国の全体的な時代環境の変化が当該伝承にも及び始めていることを示しており、そのことも祭り次第の変化に関わっていたと見られるのではないかと筆者は推察する。韓国では呉教授のような指摘を、無形文化財の原形保存の問題と称され、近年研究者などの間の議論のテーマとなっているようだ。この原形保存の背景にあることについて、任章赫中央大学教授は次のように説明していた<sup>(註6)</sup>。

文化財保護法では保有者の認定基準を「芸能または技能を原形どおり正確に体得してこれを実現する者」と規定している。原形という用語は無形文化財と関わる伝承者集団とか、行政担当者とか、そして学者がそれぞれの立場で理解しながら使われているから、この原形の概念の解釈の仕方に大きな議論をよんでいる。重要無形文化財は歴史性をもったものだから歴史的な基準で論じられたり、あるいは芸能の保有者は技芸を有しているから、重要無形文化財に指定されたので、指定当時の原形を中心に議論する。

重要無形文化財の第一世代の保有者がいなくなり、序々に第二代目、第三代目が舞台の中心となっている。この交替期において伝承者側の原形の議論が絶えず激しくなっている。原形論争は分野ごとに様々に現れていて、第一代目の芸能の保有者と二代目保有者との芸能上の差異の問題を、工芸分野では材料用具の変化が技能の変化の問題を引き出している。遊戯、儀礼の分野では、農村人口の減少が社会に変化をもたらし、芸能の実演の変化の問題が起こっている。さらに指定以後学術的研究の進展によって表現内容の変化に対する要望の問題等々である。

この説明はまさに呉秀卿教授の茅船送りクツにおける原形容の時代背景になっていること、つまり農村部の人口減少の問題に言及しているのだ。

付け加えれば、日、韓の地域の伝統芸能（民俗芸能）などの民俗伝承の共通の問題が、人口減少という社会的環境の変化によってもたらされたという点にあるが、それと同時に、研究者たちのこの方面への言及が盛んとなったことも日、韓の状況が似ている。如上の引用の任章赫の2006年の一文、呉秀卿の一文と丁度同じところに日本でもそのような研究動向があった。例えば、佛教大学アジア宗教文化情報研究所研究成果報告書『民俗芸能の現在—保存と活用をめぐる—』が刊行されているが、これは2005年度～2007年度の調査事業のとりまとめとしての公開シンポジウムの内容を文字化したものである。その序文で八木透はその趣旨を次のように説明している<sup>(註7)</sup>。

まずシンポジウムのキーワードを挙げておきたいと思います。それはたとえば、「文化財の保存」・「活用」・「文化財行政」・「地域振興」・「法制度」などと、さらにもう一つ重要な問題となるのは

「観光」、さらに近年民俗学で話題とされています「フォークロリズム」でしょう。近年の民俗学では、フォークロリズムというあまり聞きなれない用語がよく使われるようになってきました。シンポジウムではフォークロリズムとは何なのかということも含めて、お話していただこうと思います。これらのキーワードを前提としまして、民俗芸能が取り巻く現代的な課題、そして未来への指標はいかにあるべきかということ、皆さまともに議論できればと考えています。

確かに、目下日本も研究者たちが行政施策に関心を寄せていることがここに示されている。しかしながらここには現れていないが、民俗伝承が困難となっている時代環境の変化への認識と、今この状況にどう対応して行くべきかの命題には重いものがあることを研究者たちも分かち合う必要があるだろう。

#### ＜註＞

註1、金容儀「韓国重要非物質文化遺産の現状和課題」（中日韓文化遺産保護比較暨第三届中国高校文化遺産学学科建設学術研討会2011年8月・中語・広州での発表文）

註2、呉秀卿「韓国伝統芸能的伝承及原形問題」（日・中・韓民俗文化遺産円卓会議2009年3月・日本・神奈川大学での発表文）

註3、朴原摸「関于韓国的保護継承民家与民具」（日・中・韓民俗文化遺産円卓会議2009年3月・日本・神奈川大学での発表文）

註4、任章赫「無形文化遺産制度的変遷与相関課題」（韓中日無形文化遺産検討会2006年5月・韓国・江陵での発表文） 5、註2に同じ

註6、註4に同じ

註7、『民俗芸能の現在』（佛教大学アジア宗教文化情報研究所2008）

## 第二節 中国の地域の伝統芸能の衰退例と無形文化遺産保護

### 第一項 中国の地域の伝統芸能の衰退事例—トン族のハーモニー合唱—

1981年、日本人が自由に中国へ旅行できるようになった数年後、筆者は海南島のリー族や雲南省のアシ族、タイ族、ジノー族、アカ族といった少数民族の祭りや芸能見学の調査研究団に加わって初めて中国の大地を踏んだ。それ以来30年、なにかと西南域の少数民族域への旅を主として中国通いを重ねて来たが、都合40回は越えていようか。最も近年は都会地の大学などが開催するシンポジウムへの参加が多いが、80年代、90年代の頃は、雲南省、広西壮族自治区、貴州省などの少数民族の村へよく赴いた。当時は中尾佐助などの提唱した照葉樹林文化論がもてはやされ、日本人文化の原郷は中国南部方面に有りなどの語りが流行り、筆者もそんなロマンに乗せられていたのかと思う。もっとも当時、少数民族への中国の文化政策のひとつには疑問を感じていた。行く先々には省や州、県の民族歌舞団が存在していて、地域の伝統芸能の文化政策の先頭に立って取り仕切っていた。そういう関係者幹部に筆者もお世話になったが、民族の人たちに重き置くべきだと旅先で彼らと議論したこともあった。ともかく日本の民俗芸能の現場とは異なることがらが存在していることが気になっていた。例えば少数民族の踊りを日本へ紹介する仕事にも関わったが、ともかく例の歌舞団関係者が優先されていて、土臭い手振り、身振りの現地の民族の人を日本に派遣することは困難に遭遇することが多かった。改命以来こういった歌舞団の育成に勢力を注いで来た中国の歴史からすればそうかとも思ったが、歌舞団による演技披露は日本の民俗芸能と比べるとあまりに整いすぎ、またパターン化していて、初見の観客はともかく、我々には違和感を覚えるものだった。ところが驚きだったのは、2000年に入り、ユネスコの人類の口頭及び無形遺産の傑作宣言業務が展開し始めた頃から、中国も日本や韓国等と同様の無形文化遺産保護施策を実施するに至り、このところは逆に少数民族地域などの現地の伝承の価値を高く評価する時代となったのである。そのように転換された中国の無形文化保護施策のプロセスは次の二項に譲ることとして、中国の地域の伝統芸能の衰退状況の一例をまず紹介して見よう。それは2009年にユネスコの無形文化遺産の代表リストに登録された、貴州省のトン族のハーモニー合唱の伝承実態である。中国の華々しい経済成長の一方で引き起こされているこういった事態が、上述のような無形文化遺産保護政策への方針転換へと舵を切り替えさせたのかなと思わせるのである。

まず、筆者が旅行体験を通じて感じたことをレポートする。これまでこのハーモニー合唱伝承の調査で貴州省黔东南ミャオ族トン族自治州黎平県を訪問したのは、最初が1983年で、今から25年前であり、その後2008年の2月から2010年にかけて4回の都合5回赴いている。

2008年の2月、トン族の旧正月行事の調査に黎平県を訪れ、呉定国という25年前訪問した時の県文化局の局長氏の案内で、ハーモニー合唱の始祖といわれる四也という伝説上の人物にゆかりのある三龍河、そのほとりにある中羅村を採訪したのだ。空港からこの村までの筆者たちの車に同乗した、オーストラリア人女性の文化人類学者から聞いた話は、トン族の大歌の伝承が、今日おもわしくない状況に置かれていることを暗示してくれた。彼女は中羅村のもうひとつ三龍河を遡った所の九龍村

で、近年8か月滞在して調査を続けたといい、トン族の村の今日の実情に精通しているようだった。彼女が言うには、トン族の村は若者たちがどんどん村の外へ出稼ぎに出て行くので大変だとのこと。当座はその意味を解しかねたが、中羅村の街路を歩いている時に、とある石塀に、義務教育を卒業しないのに村の外へ出稼ぎに出て行く者は処罰するぞ！と大きく墨書してあった。若者たちは自ら好んで出て行くのか、あるいは彼らの家庭の事情からなのかよくわからなかったが、ともかく都会地からブローカーが村の若者狩りにやって来ているのだろう。

さらに翌年2009年の旧正月に、今度は茅貢郷の地捫村での“千三節”を調査したが、その時はまた深刻な話を聞いた。語ってくれたのは、当村内にセンター事務所が設立されている茅貢郷内15か村を包括したトン族の生態博物館の館長氏である。人口約3,000人の地捫むらであるが、600～800人の若者が広東省とか浙江省の都会地に出稼ぎに出ているという。中学校（初中学校）を卒業すると男女とも出稼ぎに出て行くので、かつての伝統的な大歌（ハーモニー合唱）の伝承形式が消え去ろうとしているとのこと。具体的には、“飯は体を養い、歌は心の糧”と言い習わされて来たトン族の特徴的な歌の伝承は、いわゆる独特の歌仲間（歌班）の制度にあったのだが、それが、歌い手の中心になっていた若者の流失によって崩れつつあるというのだ。かつては幼年組、少年組、青年組、成年組、壮年組、老年組と各年代ごとに、また男女それぞれに細かく分かれて歌仲間が存在していたという。今日では村に居残っているのは年寄りと子供たちだけであって、歌仲間は、たとえば正月とか何か行事があって必要な時に、急拠その場しのぎに組織されるという状態である。

若者たちは、出稼ぎに都会地に出ることから現代の娯楽文化の方に興味に移り、大歌をはじめとした伝統的な歌への関心が薄れつつあるという。

この地捫村への調査の帰路、黎平県の県庁所在地の街（地捫村から車で約2時間の距離）で、トン族の村落を離れ、当地に住み着き仕事をしているご婦人たちの大歌の歌い手グループの活動を紹介された。これは現代の歌仲間のかたちなのかなと思われた。呉培三という、1986年にフランス、パリの芸術祭でトン族の大歌が披露された時の中心的歌い手がリーダーとなっているグループである。筆者に彼女らの歌や話を聞かせてもらった際に13名が集まったが、口江郷出身の人が4人、ほかに銀朝、竹坪、肇興、茅貢など他の郷の出身者から構成されていた。なにか外部からトン族の大歌を演じて欲しいとの要望がある時にはこのグループがよく出かけているとのことであった。

もうひとつの今日的なトン族大歌の伝承形式として、学校教育の中への取り込みがある。2009年8月に民俗音楽教育現場に詳しい大学教授3名と腊洞村と地捫村を訪問した時のことである。腊洞の小学校の先生が話してくれたが、彼女はトン族の女性で大歌に精通していた。学校で子供たちに大歌を指導しているとのこと、かつての歌仲間の指導者である歌師の役割を、こういった先生が担うかたちとなっているのかなと思った。また地捫の学校で音楽の先生から聞いたところでは、次のような指導が行われていた。そこでの地域の伝統芸能伝承の学校の授業の取り込みは、今日の日本でも実施されていることに似ていた。学校の授業の中の「音楽科」では小学校で毎週2時間、中学校で週1時間組まれている。それと同時に「民族文化」の授業もあって、それが地捫小学校では週2回あって、トン族の民族知識とトン族の歌の指導とが行われる。そのための『民族文化知識読本』という専用の教科書が編纂されていて、第I～第IVの4分冊があり、下級生用から上級生用と徐々にレベルアップし

た内容のものとなっている<sup>(註1)</sup>。

次に以上のような筆者の体験した見聞を含めて、時代の変遷を追いながらより全面的に説明している研究者の一文があるので、以下にその関連部分の日本語訳（筆者訳）を掲載する。これは2002年10月貴州省の黎平県で開催された、第九回中国少数民族音楽学会のシンポジウムの成果をとりまとめた、『トン族大歌与少数民族音楽研究』（中国文聯出版社 2003年）に掲載の、「トン族大歌は人類文化的貴重遺産」と題した楊秀昭広西民族学院教授の一文から、トン族大歌の伝承状況の変遷に言及した部分を翻訳したものである。

楊秀昭「トン族の大歌は人類の貴重な文化遺産である」（翻訳）

## 二、トン族大歌の伝承状況の変遷

トン族の大歌が発見されて今日で丁度50年になる。この50余年来、研究者が承知しているトン族の大歌の伝承は三度にわたって変遷を繰り返した。これらを前後四期に分けて述べよう。

### （一）、伝承の最盛期

これは1958年以前のことで、大歌のことわざ<sup>(歌論 註2)</sup>がよく行きわたっており、大勢の住民が歌仲間（歌班）に参加し、歌の指導者（歌師）は奉仕的に活動を展開しており、歌の伝統はよく保たれ、歌う習俗儀礼も頻繁にあった。

（この項、以下略）

### （二）、伝承の困難期

よく知られた原因により、トン族の大歌は1958年に隆盛を極めた以降に衰退してしまった。1963年から1966年まで一時復活の機運があったものの、それは束の間の夢であって、続いてやって来た文化大革命により大歌は致命的な打撃を蒙り、歌本は焼かれ、歌うことが禁じられ、伝統的な歌仲間の組織は解散させられ、“ウエイエー（委也）”<sup>(註3)</sup>等の歌の儀礼習俗は停止させられ、トン族の大歌伝承は絶滅しかけた。こういった状況は1978年まで続いた。

### （三）、伝承の再興期

1978年の三中全会<sup>(註4)</sup>以後、農村では生産責任請負制が実施されて急速に生産が伸び、農民の物質的生活は次々に改善がほどこされ、トン族の大歌は再び隆盛をとりもどし始めた。長く忘れられていた伝統の歌のことわざ（歌論）“歌は書物にとって替わるもの”が再び普及し始めた。解散させられていた歌仲間が雨後の筍の如くに各地の村々に再び活動しだし、口をつぐんでいた歌師たちが指導を開始し、長年埋もれていた歌本もひもとかれた。かつての歌の姿がとりもどされ、歌をくちずさむ人も増えて、新たな隆盛期が到来したのである。各種の民俗儀礼行事も再開され、歌の掛け合いによる村交際（委也）や祖母神のサースイ（薩歳）の祭りも頻繁に行われるようになり、参加人数が増え、規模も大きくなり、全てにわたって活性化された。沈滞してしまっていたトン族の大歌が息を吹き返し、歌声が村々に再び響きわたるようになったのである。

この期にトン族の大歌は彼らの村を超えて、その独特の芸術的魅力が広く海外でも注目されることとなった。1982年広西壮族自治区の南寧市で開催された全国の関連の省・自治区のハーモニー合唱シンポジウム（全国部分省、自治区多声民歌座談会）において、トン族の大歌の実演が披露されて参加者の満場の拍手喝采を浴びた。また1986年フランスのパリでの秋の芸術祭においてトン族の女性大歌の演唱が行われて大きな反響を呼んだ。一般の聴衆から専門研究者にいたるまで、さらにマスメディアや評論家から、“なんとすばらしんだろう！”とか、“まるできよらかな泉のような世界的に貴重なものである！”などと絶賛された。それと同時に国内外の民族音楽研究者がトン族の村にきりにやって来ることとなり、一種のブームが沸き起こったのである。このようにその芸術的成果が挙げられたのである。

#### （四）、徐々に衰退期

トン族の大歌の復興状況は6、7年間続いたのだが、20世紀の80年代の中頃に至り、またぞろ次第々に衰退し始めることとなった。その要因はいろいろあるが以下の点がもっとも大きい。

##### 1、経済構造の変革

前述のように伝統的なトン族の大歌の存続は、物質的な基盤である安定した農村経済に依拠しており、この経済体制が人々の村落の生活を長期にわたって支えてきたものであり、そんな中で集団的な歌仲間の組織が可能となり、村交際の歌の掛け合いが日常的に行われて来たのである。しかしながら、改革開放と市場経済の進展により出稼ぎのために村の外へ出て行くこと、商売人が四方から村へやって来ることを絶たなくなるといったように、人々の流動性が増大したために多くの村ではもはや歌仲間が組織できなくなった。たとえ意識的に組織したとしても、日常的に歌を学び、練習することは、ことに男性の歌仲間の場合には困難となった。このような経済構造の変革と住民の大量の村外への流出は、民俗儀礼行事（委也や祭薩のような）を激減させ、トン族大歌の存続に大きな動揺を与えた。

##### 2、現代文化の浸透

物質的生活の改善と、電気に頼る生活の普及に伴い録音機、テレビ、録音テープ、音盤、ビデオ視聴館、カラオケ館等々がトン族の村々にも行きわたり、人々の娯楽も多様化した。接する音楽の種類も牧歌的なトン族の大歌だけではなく、多くが流行歌、現代音楽となった。その強烈なリズム、熱っぽい情感、喧噪音、ひっきりなしのスウィング感等が若いトン族男女の心をとらえ、静かで優雅な伝統的なトン族大歌への関心を徐々に失わせしめた。もはやそれにとらわれることもなく現代の流行を追いかけるようにしむけた。このような状況下で伝統的な歌仲間へ参加する者は徐々に減り、生活の中で日頃から歌を習い、稽古に励むといったことが少なくなった。年寄りたちはまだ大歌に愛着を抱き、若者たちのこういった変化を残念がっている。

##### 3、思考方法の変化

学校が村社会に設立されて教育事業が発展し、“歌は書物にとって替わるもの”という意識は次第に希薄となり、人々は徐々に歌仲間が知識習得の唯一の場所ではないことを知るようになり、学校で勉強する方がもっといろいろのことが学べて、しかも実用的であることから、子供が学同年齢に達すると多くの者が学校へ通うようになった。また大人たちの考え方も変わった。学校での学習如何に

よって将来の出世への道が開けることを知るようになり、そのために歌をうたうことの意義がうすれたのだが、子供たちには上級学校に進学するよう一心不乱になって勉強することを勧める。歌仲間への参加は学業に悪影響を及ぼすものとも考えるようになった。子供の方でも将来社会で優位にたてるような能力を身に着けようと考えて、歌をうたうことを有り難いことだとは思わなくなった。

総じて、交通が便利となり、商品経済が村々に浸透して、トン族の大歌は急速に衰退の道を歩んだ。かつて俗に言う“六洞”地域が大歌の盛んな中心地であったが、今はそこでの歌仲間の活動は少なくなり、たとえいくつかのグループを寄せ集めにしても歌ってもらうことはわずかとなってしまった。現在ではわずかに交通不便な僻地で、商品経済がまだ行きわたっていないような、また教育もそれほど普及していないような村にてかすかに歌仲間の活動が続いている。ともかく、従前の姿と様変わりして衰退の一途をたどっているトン族大歌のために、緊急の措置が講じられなければならない。これを世界人類の貴重な文化遺産として保護し、消滅から守って欲しいと思う。

## 第二項 中国の無形文化遺産保護施策が出発するに至るまでの過程

中国では目下マスコミが報じているように急速な経済発展が展開されている一方で、第一節で述べたトン族の大歌のように、地域の伝統芸能などの貴重な民俗伝承が足早に変容衰退に向かっていると言えるようだ。上記楊秀昭氏の一文から察すると、近年の実情がどうか様子が解らないのだが、筆者が1980年代、1990年代に中国へ現地探訪を重ねていた時期の頃が一番伝承がしっかりとっていたのかと推察される。ともかく如上のような背景のもと、2003年にユネスコの総会で無形文化遺産条約が採択され、2006年からそれが効力を発揮して実行段階に至った、まさにこの時期を潮目にして、中国の無形文化遺産保護の行政施策も全国展開されるに至ったのである。最近2011年2月25日に中華人民共和国非物質文化遺産法、つまり中国の無形文化遺産保護法が公布されて、6月1日から実施されるに至っているとのこと。ともあれ、最新のこういった中国の情報が日本ではあまり紹介されていないので、一体どんな無形文化遺産保護施策が進められており、ここに至るまでどういった経緯をたどったのか、今課題として取り組もうとしていることは何なのか等について以下に紹介しておきたい。おりしも苑利・顧軍著『非物質文化遺産学』（高等教育出版 2009年）を著者から贈呈を受けたので、その中の関連箇所を翻訳（筆者）して以下に載せたい。

苑利・顧軍『無形文化遺産学』（翻訳）

### 第二章 無形文化遺産保護の歴史をふりかえって

#### 第二節 中国の無形文化遺産保護の歴史をふりかえって

##### 一、大陸の無形文化遺産保護の歴史をふりかえって

中国では無形文化遺産の収集、整理は民俗学研究者の努力と密接不可分である。広義の民俗学研究は事実上無形文化遺産の大部分の内容を包含している。

##### （一）、中国本土の無形文化遺産保護運動の萌芽期の成果

(この項 全面省略)

(二)、中国本土の無形文化遺産保護運動の発展期の成果

(この項も 全面省略)

(三)、中国本土の無形文化遺産保護運動の実践期の成果

四人組の打倒、ことに1978年の三中全会以後、無形文化遺産資料の収集作業が徐々に軌道に乗った。その中でもっとも代表的な仕事が、改革開放以来、文化部、国家民族事務委員会、中国文学界芸術界連合聯盟が共同で始めた10部門の『中国民族民間文芸集成誌書』の作業の全面的な展開である。1979年以來の当該プロジェクトにより、合計次のような数量の収集成果があった。民間歌謡302万首、諺語748万条、民間故事184万篇、民間戯曲劇種350個、劇本1万多個、民間曲芸音楽13万首、民間器楽曲15万首、民間舞蹈171万件、文字資料50億余である。このほかに中国少数民族の三大史詩のチベット族のケサール、モンゴル族のジャンガル、キルギス族のマナスが存在し、その収集、整理、出版に優れた成果があげられた。

古書籍の整理も1984年から、政府が公式に民族古書籍の緊急保存事業に着手した。不完全な統計ではあるが、ここ20年来我が国で保存整理した少数民族の古書籍は30万余種で、そのうち公刊出版されたものが5万余種にのぼる。この20年余りの収集、整理の成果は最終的に数十巻の『中国少数民族古書籍総目提要』としてまとめられる予定で、目下完成段階に近づいている。

1987年より文化部は、“民間芸術之郷”“特色芸術之郷”等と命名評価して、それぞれの地の芸術伝承を発掘するよう督励するプロジェクトを展開して来た。とりあげられた322の里（郷鎮）のうち多かったのが、当地の伝統工芸（例えば竹工芸、石彫、木彫、年画、版画、凧、切紙細工、刺繍）をもとに命名したものであった。2008年、文化部はまた新たに“中国民間芸術之郷”選出プログラムを立ち上げ、合計412の民間芸術之郷が従来の無名時代に別れを告げた。

(四)、中国本土の無形文化保護運動の地球規模での推進期の成果

2002年に中国民間芸術家協会による“中国民間文化遺産緊急保護対策プロジェクト”が立ちあげられ、2003年に中国人民共和国の文化部、財政部、国家民族事務委員会、（中国文学界芸術界連合聯盟）など八つの部署が共同で“中国民族民間文化保護プロジェクト”が立ち上げられた。この二つのプロジェクトにより中国の無形文化遺産保護の施策が全面的に展開されることとなったのである。さらに無形文化遺産保護施策を静態的なものから動態的なものへと切り替え、これまでになかったような強力なかたちで実施されることとなった。

21世紀に入って以降の中国の無形文化遺産保護の施策は、なによりもまずこの時期に中国経済が高度に発展し、伝統文化が全国的に危機的な状況に陥ったことと無関係ではない。20世紀の90年代から中国経済は全面的に飛躍的に上昇を始めたのである。

(以下 中略)

上述のような社会的な背景のほかに、中国の無形文化遺産保護のプロジェクトの立ち上げは、ユネスコの“人類の自然と文化遺産”の申請作業、引き続いての“人類の口頭および無形文化遺産の傑作宣言”の推薦作業に関わっている。特に2001年5月18日の第一回目の当該宣言において中国の昆曲が選ばれて、中国政府を大いに鼓舞することとなった。それと同時に中国政府は国内の遺産保護に力を

入れることを決断した。当然のことながら前述の“中国民間文化遺産緊急保護対策プロジェクト”と“中国民族民間文化保護プロジェクト”のいずれもがユネスコの施策の影響を受けている。

2003年以来中国政府が推進して来た無形文化遺産保護施策の主なものは以下のとおりである。

#### 1、全国的な無形文化遺産調査の実施

中国の無形文化遺産伝承の全体像を把握するため、全国各地の各民族の無形文化遺産の種類、数量、分布状況、生存環境、保存状態および継承上の主要問題についての全国調査が、2005年6月より文化部によって着手された。この調査は、2005年に中国民族民間文化保護施策国家センターから出版された『悉皆調査の手引き（普查工作手冊）』をもとに進められた。これは中国が21世紀に入って始めた大々的な文化資源調査である。順調に悉皆調査が展開されるようにと、各地でいろいろな悉皆調査のための研修会が催され、関係者がこれに参加した。一部の省や区、市では地域の特性に合わせて分類や項目分けをより相応しいかたちに工夫をして、有効な悉皆調査手引き書を編集した。現在順調にこの調査は進められている。

この悉皆調査中に、各地で重要な無形文化遺産資料や貴重な実物への緊急保護措置がとられ、民間芸術之郷、民間芸人の命名が行われ、無形文化遺産保護事業の基礎がかためられた。現在このプロジェクトは最終段階に入っている。

#### 2、国指定無形文化遺産指定体制の確立

2006年5月20日国務院は第一次の国指定無形文化遺産の指定公布を行った。これは10部門の518件であり、それは申請地区、機関の758に及んでいる。このことは指定体制が確立し、中国の無形文化遺産施策の業務が体系的にまた科学的に進められる段階に至ったことを表している<sup>(註5)</sup>。

#### 3、国指定無形文化遺産の保持者（伝承人）の選定

有効に伝承し、国指定無形文化遺産を保護し、奨励し、代表的な保持者（代表性伝承人）の伝承活動を支持するために、2007年6月5日文化部は226名の国指定無形文化遺産の代表的な保持者名簿を公表した。これらの保持者は民間文学、雑技と競技、民間美術、伝統手工芸、伝統医療等の5部門の者たちである。2008年には第二回目の無形文化遺産保持者名簿が公表され、合計542名が選ばれ、これらの人たちは民間音楽、民間舞踏、伝統戯劇、曲芸および民俗等の5部門に属する。文化部で今後とも不定期に選考作業を行い、国指定無形文化遺産の代表的保持者を認定して行く予定である<sup>(註6)</sup>。これらの人たちには毎年8,000元の生活保障費が支給され、確固とした伝承経費を保証するシステムが整えられたのである。

#### 4、10件の国家文化生態保護区の設立

無形文化遺産保護を総合的に推進するために文化部は、2007年6月の第二年目を迎えた文化遺産の日<sup>(註7)</sup>に、第一番目の文化生態保護実験区として閩南文化生態保護試験区を宣言した。その範囲は漳州、泉州、アモイを含む閩南全域にわたる。文化生態保護区の設立は中国の無形文化遺産保護を対象としており、無形文化遺産保護を単独で進めるのではなくて、区域内の全無形文化遺産伝承を自然環境や人文環境と総合的に保存発展を図ろうとするものである。無形文化遺産を本来的な環境の中での持続的な維持継承を意図したものである。文化部では2010年までに10か所の文化遺産生態保護区を設立して、区域全体を保護するかたちで無形文化遺産の保護を総合的に推進する予定である。

#### 5、無形文化遺産保護の教育事業の全面的な展開

文化部が公布した十大無形文化遺産保護施策の中に、無形文化遺産を授業に取り込み、教材化を進め、学校の中で無形文化教育を行い、それを国民教育全体のものとするが含まれている。すでに重点施策としてそれが実施されており、多くの青少年が無形文化遺産を肌で理解するようにとり進められている。

#### 6、無形文化遺産博物館、展示センター、伝承館設立の奨励

無形文化遺産博物館の建設、展示館または伝承館設置の計画があるが、中でも民間においてそれらを設立し、歴史的、文化的、科学のおよび社会的に価値のある無形文化遺産資料の緊急の収集を行い、完璧な保管体制を確立するように促している。

#### <註>

註1、星野紘、小林公江、加藤富美子、伊野義博「中国トン族の多声合唱を採訪して」(日本民俗音楽学会『民俗音楽研究』第35号 2010)

註2、この歌論とは“飯は体を養い、歌は心の糧”というトン族に一般的であった諺である。

註3、これはトン族の歌をかけ合わせながら村交際を行う習俗のことである。

註4、1978年の中国共産党第11期第3回中央委員会全体会議のこと。

註5、さらに文化部は、2008年6月に第2次目の国指定無形文化遺産として、510件を公布している。

註6、『泉州非物質文化遺産保護60年』(華芸出版社 2010)のp166に、文化部が第三回目の代表的な保持者として、2009年5月に711名を公布したと記してある。

註7、毎年6月の第1土曜日を文化遺産の日としている。

**[Summary]**

## Decline of Local Traditional Performing Arts and Measures for Safeguarding Intangible Cultural Heritage in Korea and China

HOSHINO Hiroshi

Although Korea and China are our neighboring countries, not much has been made clear about conditions surrounding the transmission of their local traditional performing arts, which are similar to folk performing arts of Japan, nor about measures for safeguarding intangible cultural heritage in these countries. Even though the situation concerning transmission of performing arts may not be as serious as it is in Japan, which is affected by declining birthrate, aging population and overall depopulation, it is a fact that these two countries are faced with similar problems of changes and decline of traditional performing arts. This paper presents two case studies: an example of a festival and performing art in Korea that is faced with problems of depopulation and an example of a farming area in China where transmission of performing arts is endangered because of people leaving their districts to work in the cities. Studies are also made of measures for safeguarding intangible cultural heritage in Korea and China.

Research and Reports on Intangible Cultural Heritage  
Number 6  
2012

Publisher:

National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo  
13-43 Ueno Park, Taito-ku, Tokyo, 110-8713, Japan

無形文化遺産研究報告 第6号

平成24年3月26日印刷

平成24年3月29日発行

編 集	独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所 『無形文化遺産研究報告』編集委員会	
編集委員	無形文化遺産部長 無形文化財研究室長 音声・映像記録研究室長	宮 田 繁 幸 高 桑 いづみ 飯 島 満
発 行	独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所 〒110-8713 東京都台東区上野公園 13-43 電話 03 (3823) 2241	

© 独立行政法人国立文化財機構  
東京文化財研究所 2012

National Research Institute for  
Cultural Properties, Tokyo